

労審発第 1632 号

令和 6 年 9 月 27 日

厚生労働大臣

武見 敬三 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 6 年 9 月 17 日付け厚生労働省発職 0917 第 4 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和6年9月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件案要綱」について

令和6年9月17日付け厚生労働省発職 0917 第4号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。